

2024年11月26日

人事課

## 職員の処分について

真鶴町は11月25日、職員2名を戒告処分としました。

町長部局に勤務している事務職員（男性）は、町施設運営委託業務における官積算作成において、業者から提出された見積書の存在を失念したうえで、不適切な積算をしたほか、その存在を上司に報告していない等、公文書を不適切に取り扱ったことにより、事務処理に適正さを欠き、公務の運営に重大な支障を生じさせたとして戒告処分とした。

また、その上司である管理職（男性）においては、その見積書の存在を知り得た後も官積算の見直しを指示しなかった等の指導監督不適正及び問題解決に向けた対応に適正さを欠き、公務の運営に重大な支障を生じさせたとして戒告処分とした。

## お問い合わせ先

人事課長 青木 一広 電話：0465-68-1131 内線 320

